



宮 崎 県 公 報

平成25年 9 月12日 (木曜日) 第 2522 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定 (2 件) …………… (医療業務課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 2	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 2	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について…………… (“) 2	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 3	
○都市計画法に基づく区域の指定 (2 件) …………… (建築住宅課) 3	

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (基・働・数・職) 4
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 4
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 4
○土地改良区の設立認可申請の適当の決定…………… (農村整備課) 5
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (“) 5
○土地改良区の役員の退任の届出 (3 件) …………… (“) 5
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 6
病院局公告
○入札公告 (2 件) …………… 6
教育委員会告示
○宮崎県指定天然記念物の指定…………… 7
○宮崎県指定有形文化財の指定解除…………… 8
公安委員会公告
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8

告 示

宮崎県告示第 524号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町 2 番16号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年 9 月 8 日から平成28年 9 月 7 日まで

宮崎県告示第 525号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年 9 月10日から平成28年 9 月 9 日まで

宮崎県告示第 526号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のなか整形外科	えびの市大字原田字西谷ノ口3187番地	平成25年 8 月 1 日
高千穂産婦人科診療所	西臼杵郡高千穂町大字三田井1099番地14	平成25年 8 月 1 日
そうごう薬局えびの店	えびの市大字原田字西谷ノ口3187番地 2	平成25年 8 月 1 日

宮崎県告示第 527号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
そのだ調剤薬局	日南市園田1丁目6番2号	平成25年7月31日
有限会社宮前薬局	日向市大字財光寺162番地5	平成25年7月31日
セントケア訪問看護ステーション都城	都城市年見町23-1	平成25年8月31日

宮崎県告示第 528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
中元 伸夫 (はんずらいふ)	都城市五十町2338-12	平成25年8月5日

宮崎県告示第 529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
二葉薬局 小林南店	小林市	薬局	平成25年9月1日

宮崎県告示第 530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
二葉薬局 小林南店	小林市	薬局	平成25年9月1日

宮崎県告示第 531号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字富士下荷田3038・3041-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 532号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第1753号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

宮崎市役所

安藤七郎、岩見和夫、岩崎兼一、岩崎源六、岩崎甚七、岩崎恭子、亀川久子、久富木春夫、久富木保、宮田市左エ門、古加江孝、後藤興市、児玉美代子、篠原和民、小窪重信、松元忠雄、仁田脇直男、前田安成、大谷幸助、日高政彦、日高孝子、野瀬トミ子
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1753号によること。

宮崎県告示第 533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年9月12日から平成25年9月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道21号	えびの市大字大明司字	旧	11.5~13.2	151.6

			村ノ前 876 番 4 地先か ら同市同大 字字脇ノ下 1179番 1 地 先まで	新	13.8～ 16.9	151.6
--	--	--	--	---	---------------	-------

宮崎県告示第 534号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 9 月12日から平成25年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
358	県道	高岡綾 線	東諸県郡綾 町大字南俣 字萩ノ窪48 11番 2 地先 から同郡同 町同大字字 白砂4735番 2 地先まで	旧	17.5～ 19.2	25.9
				新	19.2～ 24.4	25.9

宮崎県告示第 535号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 9 月12日から平成25年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	えびの市大 字大明司字 村ノ前 876 番 4 地先か ら同市同大 字字脇ノ下 1179番 1 地 先まで	平成25年 9 月12日

宮崎県告示第 536号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 9 月12日から平成25年 9 月26日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
358	県道	高岡綾 線	東諸県郡綾 町大字南俣 字萩ノ窪48 11番 2 地先 から同郡同 町同大字字 白砂4735番 2 地先まで	平成25年 9 月12日

宮崎県告示第 537号

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）第 3 条第 1 項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり指定した。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 区域の名称
国富町木脇地区（上岩知野及び塚原）
- 2 区域の範囲
国富町木脇地区の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 指定を行った期日
平成25年 9 月 2 日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課

宮崎県告示第 538号

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）第 3 条第 1 項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり指定した。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 区域の名称
国富町川北地区（三名、大脇及び八幡）
- 2 区域の範囲
国富町川北地区の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 指定を行った期日
平成25年 9 月 2 日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所

宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに
国富町都市建設課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年8月28日	特定非営利活動法人天岩戸友愛会	工藤 泰宏	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字中村 972番地 1	この法人は、これからの知的障害者に対して、地域において就労が困難な在宅障害者が小規模作業所に通所することにより、生活指導、社会適応訓練、職業能力訓練等、地域社会の中で自立と生きがい高め、地域生活支援事業の一環として事業を行い、地域との交流を図ることによって、真の地域生活福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ダイレックス国富店
東諸県郡国富町本庄 583番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 代表取締役 山谷佳之
東京都港区芝二丁目14番 5 号

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年5月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,523㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 63台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 18台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 80㎡
建物東側 50㎡
合計 130㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北東側 8.35㎡
建物内南東側 9.19㎡
合計 17.54㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成25年9月2日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成25年9月12日から平成26年1月13日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成25年9月12日から平成26年1月13日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、

当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ都城太郎坊店
都城市太郎坊町1903番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成25年4月19日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年9月12日から平成25年10月15日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の設立認可の申請を適当と決定した。なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間
平成25年9月12日から平成25年10月15日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所経済土木部農業振興課内
小林市役所野尻庁舎地域整備課内
えびの市役所農林整備課内
高原町役場農政畜産課内
- 4 その他
決定に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議の申出をすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、池島土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	野 間 寛 俊	えびの市大字池島 459番地 1
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地
理 事	野 間 芳 治	えびの市大字池島 362番地

理 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
理 事	鶴 田 静 徳	えびの市大字池島 387番地
理 事	長 尾 政 秋	えびの市大字今西 637番地 2
監 事	新 原 不可止	えびの市大字池島 308番地
監 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地

（任期：平成27年4月30日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	野 間 寛 俊	えびの市大字池島 459番地 1
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地
理 事	野 間 芳 治	えびの市大字池島 362番地
理 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
理 事	鶴 田 静 徳	えびの市大字池島 387番地
理 事	長 尾 政 秋	えびの市大字今西 637番地 2
監 事	新 原 不可止	えびの市大字池島 308番地
監 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐土原町土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

役名	氏名	住 所
理 事	長 友 克 行	宮崎市佐土原町下那珂2658番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	内 永 信一郎	小林市細野4070番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	杉 田 正 孝	西都市大字穂北1942番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

2 作業地域

延岡市、児湯郡川南町

3 作業期間

平成25年10月 1 日から平成25年12月18日まで

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 9 月12日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 核医学画像診断装置（S P E C T / C T）一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 物品納入期限 平成26年 2 月28日（金）

(4) 納入場所 県立延岡病院放射線科

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア、イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年 9 月19日（木）までに県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1 - 10 郵便番号 882 - 0835 電話番号0982 (32) 6181

(2) 期間 平成25年 9 月12日から平成25年 9 月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当

(2) 期間 平成25年 9 月12日から平成25年 9 月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当

(2) 提出期限 平成25年 9 月24日（火）午後 2 時00分

（送付にあっては平成25年 9 月24日（火）午前12時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院 2 階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1 - 10

(2) 日時 平成25年 9 月24日（火） 午後 2 時00分

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1 - 10 郵便番号 882 - 0835 電話番号0982 (32) 6181

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場

合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: Nuclear medicine video diagnosis device (SPECT/CT) 1Set

(2) Time Limit for Tender: 2:00 p.m. 24 September, 2013

(3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年9月12日

宮崎延岡病院長 楠 元 志都生

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 生理機能検査システム及び脳波ネットワークシステム 一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 物品納入期限 平成26年2月28日(金)

(4) 納入場所 県立延岡病院臨床検査科

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成25年宮崎県告示第124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア、イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年9月19日(木)までに県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

(2) 期間 平成25年9月12日から平成25年9月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当

(2) 期間 平成25年9月12日から平成25年9月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当

(2) 提出期限 平成25年9月24日(火)午後1時30分

(送付にあっては平成25年9月24日(火)午前12時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10

(2) 日時 平成25年9月24日(火) 午後1時30分

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-

10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: A physiological function testing system and a brain-wave network system 1Set

(2) Time Limit for Tender: 1:30 p.m. 24 September, 2013

(3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel: 0982-32-6181

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第9号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第31条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定天然記念物に指定する。

平成25年9月12日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

種 別	名 称	所 在 地	所有者
県指定天然 記念物	フクジュソウ 自生地	諸塚村大字七ツ山3872番 地 6、3890番地10、3890 番地23、3897番地 6	諸塚村

宮崎県教育委員会告示第10号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第 5 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる宮崎県指定有形文化財の指定を解除する。

平成25年9月12日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

種 別	名 称	所 在 地
県指定有 形文化財	木造薬師如来坐像	京都市

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年9月12日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取 得講習	4号警備業務	平成25年11月26日（火）から 同月27日（水）まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務	平成25年10月15日（火）から同月25日（金）

まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 資格者証又は講習修了証明書の写し

ウ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報には、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業務係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。